

和歌山市シティプロモーション note 運用方針

和歌山市シティプロモーション課

1 趣旨

本運用方針は note 株式会社が運営するインターネット上のサービス「note」を用いて、次のアカウント（以下「当アカウント」という。）から情報発信するにあたり必要な基本事項を定めるものとします。

名称	和歌山市シティプロモーション note
URL	https://wakayama-city.note.jp/

2 目的

市外在住者に向け、移住促進、観光誘客、市特産品等の認知拡大をはかること、また市内在住者に向け、和歌山市の魅力を再認識してもらうことでシビックプライドを醸成することを目的に情報発信を行います。

3 発信情報

- ・市外在住者に向けた、移住促進、観光誘客、市特産品等の認知拡大をはかるための情報
- ・市内在住者に向けた、和歌山市の魅力を再認識してもらうため、シティプロモーション課が参考となると判断した情報

4 運用方法

当アカウントは、和歌山市シティプロモーション課が運用します。

5 知的財産権

当アカウント内のコンテンツ（テキスト、写真、イラスト、音声及び動画等）の知的財産権は、本市又は正当な権利を有する者に帰属します。コンテンツへの「いいね」やマガジンへの「記事の保存」の機能については、自由に使用していただくことができます。また、「引用して記事を書く」等、出典を明記しての転載は可能です。投稿記事を無断で複製・転載することはできません。

6 免責事項

- (1) 当アカウントに掲載する情報の正確性については万全を期しておりますが、本市は利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

- (2) 本市は、当アカウントに関連し、利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合、及びそれにより生じたどのような損害についても、一切責任を負いません。
- (3) 当アカウント内のコンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

7 その他

本方針の内容は本市ウェブサイトに掲載します。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更することがあります

この運用方針は令和7年4月1日から適用します。